

(平成22年5月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	28 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	39 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	26 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月から62年3月まで

私は、夫が転職した昭和61年9月以降の夫婦の国民年金保険料を、A信用金庫B支店（当時）で納付した。申立期間について、夫は納付済みとなっているのに私の納付記録は未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であり、市が保管する被保険者名簿によれば、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和62年9月の時点においては、申立期間の国民年金保険料を過年度保険料として納付することが可能である。

また、申立期間の直後の昭和62年度の保険料は現年度内に納付済みとなっている上、申立期間における申立人の夫の保険料も納付済みとなっていることから、申立期間の保険料を納付したものと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から55年3月まで

私が入籍等の手続のために市役所へ行った際、国民年金保険料の未納分を納付するように職員から勧められた。後日、市役所国民年金課窓口で納付書をもらい、未納だった2年分の保険料約7万円を夫の口座から引き出して、銀行で一括納付したのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後から60歳までの国民年金保険料をすべて納付済みであり、申立期間における申立人の夫の保険料も納付済みとなっている。

また、申立人が居住していた市では、過年度分の未納がある者に対して納付書の発行を行っていたことが確認でき、市役所で納付書をもらったとする申立人の供述と符合する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から昭和55年10月以降であることが確認できることから、申立期間直後の55年度分の保険料は手帳記号番号の払出時期からさかのぼって納付したことが推認できることから、申立人は申立期間のうち、手帳記号番号が払い出された時点で過年度保険料として納付が可能な53年7月から55年3月までの保険料を含めて納付したと考えるも特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで

昭和55年6月ごろ、町役場から私に「国民年金保険料の未納があるが、今ならさかのぼって納付できる制度がある。」と電話があり、同年6月中に町役場で未納分のうち、過去2年分の保険料として7、8万円ぐらいを私の普通預金から引き出して国民年金課窓口で一括納付したのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年6月ごろ、町役場から国民年金保険料の未納分をさかのぼって納付できる制度があると聞き、同月中に保険料を納付したと申述しているところ、当時は第3回特例納付の実施期間中であるとともに、申立期間は国民年金の強制加入期間となっていたことから申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能である。

また、申立人が納付したと申述する金額は、申立期間について実際に特例納付によって納付した場合の法定保険料額におおむね一致している上、申立人が申述する町役場において受けた説明や職員とのやり取りにも不自然さは見られない。

さらに、申立人は申立期間後から60歳までの保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から同年 12 月までの期間、58 年 10 月から 59 年 3 月までの期間及び 63 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月から同年 12 月まで
② 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで
③ 昭和 63 年 3 月

私の国民年金の加入手続は父が行ってくれた。国民年金保険料も結婚するまで親が納付してくれたが、昭和 41 年 5 月に結婚した後は、自分で納付してきた。市役所に行って納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年の国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、申立期間①は 3 か月、申立期間②は 6 か月及び申立期間③は 1 か月といずれも短期間である上、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付されていることから、申立人は、国民年金への納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から38年3月まで

国民年金制度の始まりとともに、A（職種）を営んでいた父が私と妻の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は母が妻の分と一緒に町内会の集金人に納めていたのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初より国民年金に加入し、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付済みとなっており、申立人の父の国民年金に対する意識及び納付意欲は高かったものと考えられる。

また、申立期間は6か月と短期間であり、申立期間前後の保険料は納付済みとなっていることから、申立人は申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から38年3月まで

国民年金制度の始まりとともに、A（職種）を営んでいた義父が私と夫の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、義母が夫婦二人分を一緒に町内会の集金人に納付していたのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初より国民年金に加入し、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付済みとなっており、申立人の義父の国民年金に対する意識及び納付意欲は高かったものと考えられる。

また、申立期間は6か月と短期間であり、申立期間前後の保険料は納付済みとなっていることから、申立人は申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は会社を辞めてしばらくしてから市役所で国民年金の加入手続を行った。年金手帳によると昭和 61 年 4 月 1 日加入となっており、加入月から 12 か月未納にする理由は無い。申立期間において妻が納付済みとなっているにもかかわらず私の分が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

市の保管する被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 62 年 5 月に国民年金加入手続を行い、61 年 4 月 1 日にさかのぼって資格を取得していることが確認でき、加入時において申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人は申立期間以降 60 歳まで未納は無い上、申立期間は 12 か月と短期間である。

さらに、オンライン記録により、申立人及びその妻に社会保険事務所（当時）から申立期間に係る納付書が送付されたことが確認できることから、申立人は夫婦二人分の保険料を納付するために毎月、妻を車に同乗させて納付場所まで送っていたと申述していることから、申立人に係る申立期間の過年度保険料も併せて納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月のうち 9 か月
③ 昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、当時勤務していた A（職種）の B（氏名）に国民年金に加入し、国民年金保険料を給料から引くと言われたので、毎月、保険料は納付してもらっていると思っていた。23 歳ごろからは C 事業所に移ったが、引き続き保険料を納付してもらっていると思っていた。国民年金手帳は B から受け取っておらず、婚姻時に再交付を受けるまで、年金手帳というものがあることも知らなかったが、昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで納付してもらっていたと信用している。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 4 月 11 日に D 区で当時勤務していた際、国民年金保険料を納付してもらっていたとする B 夫妻と同日に払い出されており、申立期間①のうち、B 夫妻の保険料の納付記録は、昭和 36 年度のうち 3 か月が納付済みであり、申立人の主張どおり B が申立人の国民年金の加入手続を行い、同期間の申立人の保険料も納付していたと考えるのが自然である。

また、B 夫妻の保険料の納付記録では昭和 36 年度のいずれの期間の納付であるかは不明であるものの、同夫妻のほかの期間の納付記録を見ると年度当初から納付されており、当該年度においても年度当初である昭和 36 年 4 月から同年 6 月までの保険料であったものと考えするのが自然である。

一方、申立期間①及び②の保険料の納付について、申立人自身は関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするB夫妻は既に他界しているため、当時の納付状況については不明である。

また、申立期間③の保険料の納付について、申立人自身は関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするE（氏名）夫妻は既に他界しているため、当時の納付状況については不明である上、当時の元同僚でEの甥^{おい}は申立人に対し、「国民年金の加入手続及び保険料納付は自分で行った。」と回答している。

さらに、申立期間について、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①の3か月を除く期間、申立期間②及び申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から49年3月まで

私は、昭和50年3月に専門学校を卒業し、A区で住所の異動届を提出するときに、過去の国民年金保険料を納付するように勧められた。1か月後ぐらいに年金手帳が送付されてきて、48年7月から50年3月までの保険料約2万円をまとめて納付したのに、申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得時期から、申立人は、昭和50年2月から3月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、同時点で申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能である。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、10回にわたって厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることから、国民年金制度への関心及び納付意識の高さが認められる。

さらに、申立期間は9か月と短期間である上、申立人が納付したと主張する金額は、申立期間の保険料及び昭和49年度の保険料の合計額とおおむね符合しており、申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年9月及び63年9月から平成元年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年9月
② 昭和61年6月
③ 昭和63年9月から平成元年2月まで

私は、勤務していた会社を退職した都度、直ちに国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金への切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、最寄りの金融機関で納付していたはずであり、未納又は未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和57年9月の時点で、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付が可能であり、申立人は、申立期間①直後の55年10月及び同年11月の保険料を過年度納付していることから、申立期間①の保険料についても同様に過年度納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立期間③については、申立人は、申立期間後は厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回適切に行っている上、A市が保管する国民健康保険資格記録により、申立期間③において国民健康保険に加入していることが確認できることから、国民健康保険の加入手続と同時に国民年金への切替手続を行ったと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間①については1か月、申立期間③については6か月といずれも短期間である上、申立人は、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、追納も行うなど、国民年金制度への関心及び納付意識の高さが認められる。

2 一方、申立期間②については、申立人が昭和 61 年 6 月 28 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得するまでの期間であり、A 市の国民健康保険資格記録により、申立期間②においては、国民健康保険に加入していないことが確認できることから、国民健康保険の加入手続と同時に国民年金への切替手続を行ったという申立人の主張とは合致しない。

また、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 9 月及び 63 年 9 月から平成元年 2 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から同年10月まで

私の国民年金の加入手続は、母が平成6年3月ごろにA市役所の窓口で行い、その後、過去の未納分の国民年金保険料について、15万円から16万円ぐらいの未納通知が届いたので、母が3回か4回に分けて納付したはずであり、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金基金にも加入するなど、国民年金制度への関心及び納付意識の高さが認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、平成6年3月ごろであり、同時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能であり、オンライン記録により、4年11月から5年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、3か月と短期間である申立期間の保険料についても同様に過年度納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人及びその母が納付したと主張する金額は、当時の保険料額とおおむね符合しており、保険料を納付したとする申立人の母は、申立期間を含め国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年11月から同年12月までの期間及び47年5月から51年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月から同年12月まで
② 昭和47年5月から51年12月まで

私の夫は、昭和54年2月ごろに第3回特例納付により、36年4月からの未納期間の国民年金保険料をすべて納付したはずであり、申立期間が未納になっているのは納得がいかないのを調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得時期から、申立人は、昭和54年2月ごろにA区で国民年金の加入手続を行っていることが確認でき、第3回特例納付により、申立期間前の36年4月から40年9月までの期間及び42年7月から44年10月までの期間の国民年金保険料について特例納付していることが確認できる。

申立人の妻は、申立人が過去の未納分をすべて納付したはずだと主張しているが、申立人は既に他界しており、申立人の妻は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、特例納付の実態は不明である。

また、附則4条納付者リストにより、申立人は、昭和54年5月に47か月分、同年7月に35か月分を特例納付したことが確認できるが、申立期間①及び②を特例納付した記録は無く、オンライン記録と一致している上、申立期間の保険料を特例納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告

書等)は無い。

しかしながら、申立人は、昭和35年12月にB郡C町(現在は、D市)において別の手帳記号番号が払い出されており、同番号のオンライン記録及び特殊台帳により、36年4月から40年9月までの保険料を納付していることが確認でき、A区における手帳記号番号により特例納付した期間と重複している。

したがって、申立人は、第3回特例納付において昭和36年4月から40年9月までの期間及び42年7月から44年10月までの期間(計82か月)を特例納付した記録になっているものの、当該期間のうち、36年4月から40年9月までの期間(54か月)は、既に保険料が納付された期間であり本来特例納付の対象期間ではなかったことを踏まえると、申立人は、特例納付の対象期間であった44年11月から同年12月までの期間及び47年5月から51年8月までの期間(計54か月)の保険料を納付したものと考えるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年11月から同年12月までの期間及び47年5月から51年8月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年10月から7年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から6年7月まで
② 平成6年10月から7年11月まで

私は、国民年金に加入し、国民年金保険料の納付を続けていた昭和61年4月から第3号被保険者となり、その約2年後、私が働き始めたことで夫の扶養から抜け、第3号被保険者に該当しなくなったことを知らずに4、5年が経過し、社会保険事務所（当時）から連絡をもらってあわてて切替手続きをとり、その時、2年さかのぼって保険料を納付し、その後も年払いで納付したはずなのに申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間②直前の平成6年8月及び同年9月の保険料の納付記録が8年10月23日に追加処理されており、事務処理に不自然さがうかがえる上、9年4月以降の保険料は前納されており、申立期間②は14か月と比較的短期間であることから納付されたものとするのが自然である。

一方、申立期間①については、オンライン記録より、昭和62年11月1日の第3号被保険者資格の喪失が、平成8年9月30日の時点でさかのぼって処理されていることが確認でき、同時点で申立期間①の保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年10月から7年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月
② 昭和49年11月から51年12月まで
③ 昭和52年1月から53年3月まで

私は、60歳になったとき、A市役所年金課に電話で国民年金の加入期間を別々の人に日にちを変えて3回確認したところ、3回とも33年(396か月)間の国民年金保険料は納付済みで、最後の1年は未納であるとの回答を得ている。

私は、昭和49年11月ごろに一度国民年金を辞めたが、ある党の方に国民年金の保険料は納付していた方がよいと言われ、51年又は52年ごろに2年分を納付し、最後の1年間だけが未納となったはずであり、申立期間が未納及び未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金保険料を納付しており、37年10月*日に結婚した後も任意に加入し、資格喪失した49年11月21日までの期間は申立期間①を除いては納付済みである上、申立期間①は1か月と短期間であることから、納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間②については、申立人の所持する国民年金手帳により、昭和49年11月21日に任意被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立期間②は未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立期間③については、申立人の夫も未納となっているところ、

申立人の夫は、昭和 53 年 8 月ごろに国民年金の加入手続を行っていることが推認でき、この時点で、52 年 1 月にさかのぼって強制加入したことが確認できる上、申立期間③以降の 53 年 4 月から申立人及び申立人の夫はそれぞれ保険料を納付している。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 10 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで

私は、申立期間当時、A事業所とB事業所に勤務していたが、厚生年金に加入していなかったため、昭和49年4月ごろに国民年金に加入した。

加入後は2年間国民年金保険料を納付していなかったため、2年後に2年分をまとめて納付したのに申立期間が未納となっていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の第1号被保険者期間の国民年金保険料はすべて納付済みであり、申立期間は24か月と比較的短期間である上、申立人の国民年金加入の昭和50年12月時点で、申立期間の保険料は現年度及び過年度納付が可能であることを踏まえると、納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立人が申立期間当時勤務していたA事業所及びB事業所の給与額を踏まえると保険料を納付する資力は十分あったと考えられる。

さらに、申立人に国民年金の加入を勧めたとする申立人の母は、申立期間を含めた昭和42年1月から60歳に達する53年*月まで納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から4年6月まで
② 平成6年8月から同年10月まで

申立期間①については、国民年金保険料を納付していない時期もあったが、結婚する前にさかのぼって納付し始め、追いついたのが結婚したころだと思うので、未納とされているのは納得できない。

申立期間②については、結婚してからは、妻が夫婦二人分の保険料を納付していて、妻の分が納付となっているのに、私の分が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、結婚後は夫婦二人分の保険料を納付していたとするその妻も平成5年3月から7年3月までの期間を過年度納付しており、夫婦同日で納付していることが確認できる。

また、申立期間②について妻は納付済みであり、かつ申立期間前後については、夫婦ともに納付済みとなっている上、申立期間は3か月と短期間であることを踏まえると、申立期間②の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①の国民年金保険料については、申立人は結婚前に、さかのぼって納付したと主張しているが、オンライン記録によると、結婚前の平成4年7月から5年4月までの期間については、結婚後の6年8月以降に納付していたことが確認できる。

また、結婚後は、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付したと申述しているが、その妻の国民年金加入手続は、妻の国民年金手帳記号番号の前

後の 20 歳到達による加入者の資格取得日及び第 3 号被保険者該当処理年月日から、平成 6 年 8 月ごろに行われたと推認でき、妻自身は、同時点から、さかのぼって保険料を納付しており、申立人の保険料もその妻が加入した時点において時効直前の 4 年 7 月分から納付したものと推認でき、同時点において申立期間①は、時効により納付できない期間である。

さらに、申立期間①について保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 6 年 8 月から同年 10 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を39年6月から同年9月までは2万2,000円、同年10月から40年4月までは3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月22日から40年5月1日まで

私は、昭和29年9月にA社C支店に入社し、途中異動はあったものの、42年9月に退職するまで継続して同社に勤務していた。申立期間が厚生年金保険の加入期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和29年9月から42年9月までA社C支店において、厚生年金保険に加入していた。」と主張しているところ、社会保険事務所（当時）の被保険者記録では、29年9月9日から38年10月20日までの期間はA社C支店、同年10月21日から39年6月22日までの期間はA社（D市）、40年5月1日から42年9月26日までの期間はA社（E区F）で厚生年金保険の被保険者資格を有していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、A社（D市）において被保険者資格を有する元同僚のうち、連絡の取れた4名は、いずれもA社C支店に勤務していたとした上で、「申立人は申立期間当時、C支店（G営業所）に勤務していた。」とそれぞれ証言し、そのうちの1名は、「申立人は、G営業所で自分の部下として勤務していた。」と証言している。

さらに、B社から提出された申立人に係る従業員名簿によると、申立人の入社年月日は昭和29年5月21日、退職年月日は42年9月25日、在職

期間 11 年 6 か月と記載されていることが確認できる。

加えて、A 社（E 区 F）は、昭和 40 年 4 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、元同僚のうち 1 名は、「当時、本社が D（地名）から F（地名）に移転した。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が A 社（D 市）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 39 年 5 月及び 40 年 5 月の申立人の A 社に係る社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、39 年 6 月から同年 9 月までは 2 万 2,000 円、同年 10 月から 40 年 4 月までは 3 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利を時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和50年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年2月から51年9月までは7万6,000円、同年10月から52年9月までは8万円、同年10月から53年5月までは8万6,000円、同年6月から同年12月までは9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月1日から54年1月5日まで
私は、昭和50年2月1日から56年1月31日までA社に勤務したが、そのうち申立期間の厚生年金の納付記録が無いため、同期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び複数の元同僚の証言から、申立人は申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、事業主は、「申立人は昭和50年2月1日に入社しており、また、その当時、従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた。」と回答しているところ、オンライン記録により、申立人とほぼ同時期に採用され、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を有する元同僚2名は、「当時、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していた。」と証言している。

さらに、元同僚は、「申立人は、倉庫でのB（作業）などが担当であり、パートタイマーやアルバイトとは考えられない。また、当時、この会社には、パートタイマーやアルバイトはいなかったと思う。」と証言している。これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間において当該事業所に継続的に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人のA社に係る申立期間の標準報酬月額については、同時に入社した元同僚の記録から、昭和50年2月から51年9月までは7万6,000円、同年10月から52年9月までは8万円、同年10月から53年5月までは8万6,000円、同年6月から同年12月までは9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の保険料を納付していたと主張しているが、仮に、事業主から申立てどおりの資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年2月から53年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年2月1日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B店における資格取得日に係る記録を同年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、昭和44年4月1日から45年2月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、44年4月は6万円、同年5月は5万6,000円、同年6月から同年9月までの期間は6万円、同年10月は5万6,000円、同年11月及び同年12月は5万2,000円、45年1月は6万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月1日から同年3月1日まで
② 昭和44年4月から45年1月まで

A社で継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の納付記録が1か月欠落していることに納得できない。

また、昭和44年4月から45年2月までの標準報酬月額が相違している。給与支給明細表の写しを添付するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する店名入りの昭和43年10月から45年1月までの給与支給明細表により、申立人がA社に継続して勤務し（同社C店から同社B店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、昭和 44 年 2 月分給与支給明細表により同年 2 月 1 日において、A 社 B 店に勤務していることが確認できること及び、申立人が「44 年 2 月に A 社 C 店から同社 B 店への異動を命じられ、勤務した。」と供述していることとも符合することから、同年 44 年 2 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与支給明細表から、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する給与支給明細表（昭和 44 年 4 月から 45 年 1 月まで）で確認できる保険料控除額に見合った標準報酬月額と報酬月額に見合った標準報酬月額とを比較した結果、44 年 4 月から同年 10 月までは報酬月額に見合う標準報酬月額が低く、同年 11 月から 45 年 1 月までは保険料控除額に見合う標準報酬月額の方が低くなっている。

また、これらと社会保険事務所（当時）に届け出られている標準報酬月額とを比較した結果、いずれも社会保険事務所へ届け出られた標準報酬月額の方が低くなっている。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 店及び D 店に係る給与支給明細表から、昭和 44 年 4 月は 6 万円、同年 5 月は 5 万 6,000 円、同年 6 月から同年 9 月までの期間は 6 万円、同年 10 月は 5 万 6,000 円、同年 11 月及び同年 12 月は 5 万 2,000 円、45 年 1 月は 6 万円に訂正することが妥当である。

- 3 なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出及び標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和58年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月21日から同年4月1日まで

私の年金記録は、転勤による喪失日、取得日は一致しているが、唯一、昭和58年3月21日付けでA社本社から同社C工場に転勤した時のみ取得日が一致しない。

その結果、申立期間のとおり厚生年金の加入期間が1か月もれているので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令及び新基本給通知書、B社から提出のあった履歴記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社C工場に継続して勤務し（昭和58年3月21日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和58年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主から提出された厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、事業主は昭和58年4月1日を資格取得日として届け出たことが確認できる上、事業主は申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は、昭和50年8月1日、資格喪失日は同年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年夏ごろから同年秋ごろまで

私は、昭和50年の夏ごろから同年秋ごろまで、B区CにあったD事業所に勤務した。私の勤務した事業所のうち当該事業所のみ厚生年金の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「D事業所（現在は、E事業所）に勤務した。」と主張しているところ、同事業所から提出のあった申立期間当時の雇用保険資格者リストに掲載されている同僚の厚生年金保険記録を調査した結果、同僚の記録が確認できたA事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、基礎年金番号だけが異なる申立人と同姓同名で生年月日及び性別が一致する者が昭和50年8月1日から同年10月1日まで厚生年金保険に加入していることが確認でき、申立期間と符合する。

また、当該者（基礎年金番号だけが異なる申立人と同姓同名の者）の基礎年金番号の該当者はオンライン記録により、生年月日が全く異なる別人で、当該記録はその別人の記録と統合されていないことが確認できること、及び申立人が勤務していたと主張しているD事業所の雇用保険資格取得者リストに掲載されている者がA事業所の厚生年金保険被保険者名簿に登載されていることを考え合わせると、基礎年金番号だけが異なる当該記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、A事業所は、申立人が昭和 50 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 10 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、上記厚生年金保険被保険者名簿から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和63年11月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成5年3月31日から同年4月1日までの期間については、申立人のA社における資格喪失日は、同年4月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年11月1日から同年12月1日まで
② 平成5年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和63年11月1日から平成5年4月1日までA社に勤務し、その後同社が事業を廃止したため、そのグループ会社であるB社に異動したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によれば、A社は、昭和63年12月1日より厚生年金保険の適用事業所となっており、当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

しかし、A社の事業主は、「C社から昭和63年11月1日付けで人員を引き受けた。」と回答しており、C社の事業主は、「63年の末頃だ

ったと思うが、当社が持つ事業をすべてA社に事業譲渡した。」と回答している。

また、オンライン記録では、申立人と同様に昭和63年11月1日にC社で資格を喪失し、同年12月1日にA社で資格取得した者が29人いることから、A社は、申立期間①において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

さらに、申立人から提出された給与明細書、雇用保険の加入記録及びA社の事業主からの回答により、申立人がA社に昭和63年11月1日から継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和63年11月の給与明細書の保険料控除額から26万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は平成5年4月1日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、オンラインの記録により、平成5年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、住所を管轄する法務局の同社に係る履歴事項全部証明書によると、当該事業所はその後法人格を有している上、申立人の雇用保険の加入記録が確認できる。

また、オンライン記録により、適用事業所でなくなった1か月後の平成5年4月30日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、2年8月から5年2月までの期間については53万円から8万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていたことが確認できる上、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日も同日付けで処理されていることが確認できることから社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

さらに、オンライン記録によれば、A社が適用事業所でなくなった日に被保険者であった申立人を含む6人全員が平成5年4月30日付けで同年3月31日資格喪失の処理が標準報酬月額の遡及訂正と一緒に行わ

れていることが確認できるとともに、その6人のうち5人が同社と同じグループ会社であるB社にて同年4月1日に資格取得していることも確認できる。

加えて、A社の事業主及び元同僚は、「申立人は、平成3年11月から5年2月まで役員をしていたが、D（職種）担当で社会保険事務には携わっていない。」と供述していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

なお、申立人の平成2年8月から5年2月の標準報酬月額については、年金事務所において22年3月25日付けで当初届け出た53万円へ記録訂正されたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である同年4月1日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額及びオンライン記録で確認できる年金事務所における記録訂正後の平成5年2月の標準報酬月額から53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和38年5月28日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和38年5月28日から39年2月15日までの期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、B社における資格取得日に係る記録を38年5月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月20日から39年2月15日まで

私は、昭和34年8月にA社に入社し、関連会社であるB社設立に伴い、38年5月28日に同社に移籍し、41年3月に退職するまで継続して勤務していた。この間に厚生年金保険の未加入期間があることに納得がいかないため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の元同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年5月27日まではA社に勤務し、継続してB社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人のA社における資格喪失日は、B社の登記簿謄本及びA社の元同僚の証言からB社が法人となる昭和38年5月28日とすることが妥当である。

さらに、オンライン記録によれば、B社は、昭和39年2月15日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立人と同様、同日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、B社において同年

2月15日に資格取得している元同僚が申立人を含めて5人いることが確認できる。

加えて、上記5人のうちの一人は、「申立期間当時はA社が新会社としてB社を設立した時期であったが、会社の仕組みは両社とも一貫しており、申立期間に給与明細書の変更もなく、給与も遅れることなく支払われ、保険料も控除されていた。」と証言している。

その上、B社の事業主は、「当社設立の経緯を鮮明に記憶しており、当時の資料は残っていないが、申立期間についても社員の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらのことから判断すると、B社は、法人設立時の昭和38年5月28日から厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社に係る昭和39年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としているが、事業主は申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間の申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和34年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月21日から同年12月1日まで
私は、昭和34年5月4日にA社C工場に臨時社員として採用され、正社員への登用試験に合格した後、事業主の指示により同年10月20日付けでいったん退職し、改めて、同年11月21日付けで正社員として採用されたが、厚生年金保険資格の再取得日が同年12月1日となっている。正社員として採用された同年11月21日に厚生年金保険に加入しているはずであるので、調査の上、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、B社から提出された社員台帳及び元同僚2人の供述により、申立人がA社C工場に昭和34年11月21日から継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「申立人は、昭和34年11月21日に正社員として入社したので、同日を資格取得日として厚生年金保険の届出を行い、同月分の厚生年金保険料も納付したと推測されるが、証明する文書等は保存していない。申立期間当時の保険料控除方法は、現行と同様、翌月控除であった。」と回答している。

さらに、当該事業所において、昭和33年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年11月21日に再取得している元社員及び35年10月21日に資格を喪失し、同年11月21日に再取得している元社員2人

は、「再度、資格を取得した日と正社員として採用された日は一致している。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年12月の社会保険事務所（当時）の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料がないため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年3月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年3月27日から同年8月1日まで

私は、昭和42年3月27日から43年3月25日まで、A社に勤務していたが、42年3月27日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の被保険者期間とは認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けた。納得がいかないので再調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所有している給与明細書、事業主及び元同僚の供述により、申立人がA社に昭和42年3月27日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和42年4月分の給与明細書により確認できる報酬月額から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料は無いが保険料を納付していたはずと主張するのみであり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 1 月 8 日から 35 年 3 月 15 日まで
② 昭和 35 年 9 月 20 日から 38 年 8 月 31 日まで

A社及びB社での期間について、年金記録では脱退手当金を受給したことになっているが、私はB社を退職する時に、脱退手当金制度を知らなかったため、請求の手続も行っておらず、脱退手当金を受け取っていない。納得できないので、再調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務していたB社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名が記載されたページと前後3ページに記載されている女性のうち、退職時に脱退手当金の受給資格を有する者は申立人を含めて23人であるところ、脱退手当金の支給決定がなされている者は申立人を含めて5人と少ない上、連絡が取れた元女性従業員は、「脱退手当金を受給しましたが、その手続を、会社はしてくれませんでした。」と述べていることを踏まえると、申立人の脱退手当金を事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と②の間にある厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎とされず未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている期間は同一の被保険者番号で管理されているにもかかわらず、申立期間のみ支給されるということは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和41年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和41年3月1日にそれまで勤務していたA社から、同一グループ企業のC社に異動になった際、厚生年金保険の資格喪失日と資格取得日が重なっていないため、加入期間が1か月短くなっている。申立期間の前後は同一グループ企業の会社に継続して勤務し、申立期間の保険料を天引きされていたので、保険料納付済期間と年金支給額1か月分の回復をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答書及び同社から申立人に発行された在籍証明書から判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し(昭和41年3月1日にA社からC社に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和41年1月の社会保険事務所(当時)の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間における保険料納付の記録を保存しておらず、そのほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主が資格喪失日を昭和41年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同

年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社の資格喪失日を昭和43年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月21日から同年12月21日まで
A社の厚生年金保険の記録が、昭和43年11月21日資格喪失、同年12月21日資格取得となっていて、1か月の欠落がある。私は、39年4月に入社して以降、定年まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所が保管する人事記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間当時、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社に係る昭和43年10月の社会保険事務所（当時）の記録から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から同年 6 月まで
昭和 47 年 4 月から同年 6 月までの期間は厚生年金保険の被保険者期間であるが、私の国民年金手帳には同期間の国民年金保険料を納付した「納」の押印があり、保険料の還付を受けた覚えが無いので保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料を納付したこと示す国民年金手帳を所持しているものの、申立人の当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が作成した還付整理簿により、申立期間の保険料は、昭和 47 年 7 月 11 日に還付が決定され、同年 8 月 30 日に支払済みであることが確認でき、記載されている住所、氏名、還付金額、還付事由等に誤りはなく、当該記載内容に不合理な点は見られない。

また、申立人の特殊台帳には、昭和 47 年 4 月から同年 6 月の欄に還付期間、還付金額及び還付決定年月が還付整理簿のとおり記載されており、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間の還付決定が行われた昭和 47 年 7 月の時点では、充当されるべき納付可能な未納期間は無く、申立期間は厚生年金保険の加入期間であることから、誤還付と認められる事情は見当たらず、ほかに申立期間の保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年2月から同年8月まで
ねんきん特別便の回答では、平成2年2月から同年8月までの7か月の国民年金保険料が未納とのことであるが、私が、同年2月に会社を退職した際、母がA市役所で国民年金の加入手続をし、保険料を納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成2年2月に国民年金の加入手続を行ったと主張するところ、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄の初めて被保険者となった日は、平成5年5月21日と記載された後、2年2月21日に訂正されているが、オンライン記録によると、申立期間に係る被保険者資格記録は6年11月7日に追加処理されていることから、この時点で、さかのぼって被保険者資格を強制で取得していることが確認できる上、申立人の国民年金記号番号の前後の被保険者の加入記録から、申立人の国民年金の加入手続は5年5月ごろ行われたことが推認でき、この時点では申立期間は時効により納付できない。

また、オンラインシステムによる氏名検索の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる別の国民年金記号番号の払出しは確認できない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月及び同年3月

私は、申立期間当時専門学校に通っていたが、「年金加入のお知らせ」が自宅に届いたので母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は平成9年10月1日に国民年金の第3号被保険者の資格を取得していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間の保険料を納付する前提となる国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母の記憶が不鮮明のため、当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月及び同年2月

申立期間の国民年金保険料は、母にきちんと納めなさいと言われていたので、20歳になった時に国民年金の加入手続をして納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成6年*月に国民年金の加入手続を行ったと主張するところ、申立人の国民年金記号番号の前後の被保険者の加入記録から、申立人の国民年金の加入手続は8年7月ごろにA県B市で行われたことが推認でき、オンライン記録において、申立期間の被保険者資格が同年9月6日に追加処理されていることから、この時点で、申立人が20歳になった6年*月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得していることが確認できる。

また、申立人が加入手続を行った平成8年7月時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付する前提となる別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から9年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から9年9月まで
A社を退職し、B社に再就職した平成9年ごろ、亡くなった母が申立期間の国民年金保険料を過去にさかのぼって一括納付してくれたのに、申立期間が未加入の記録となっているのは納得がいかないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が平成9年ごろに国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているが、基礎年金番号制度は、同年1月1日時点で加入している年金制度の記号番号を基礎年金番号とすることを基本としているところ、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、同年10月29日に厚生年金保険の記号番号を基礎年金番号として付番処理されていることが確認できるため、申立人については、同日以前に国民年金の加入手続が行われていなかったと推認できる。

したがって、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間について国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難い。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料を納付してくれたと主張する申立人の母も既に死亡しており、保険料の納付状況等が不明である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

申立期間については、所持している国民年金手帳に割り印が押してあって切り取られており、父が納税組合を通して国民年金保険料を毎月納付していたはずで、厚生年金保険料とも二重払いになっているので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の父は死亡しており、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持している国民年金手帳には、昭和37年6月1日に国民年金を資格喪失したことが記載されており、別の国民年金手帳記号番号で、40年10月1日に再取得するまで国民年金に未加入の状態であることから、その期間について納税組合が集金を行うとは考えられない上、申立人の主張する国民年金手帳の割り印は、当該市町村で年度終了時点に検認記録と突合確認したことを示すものとして割り印をして切り離し、社会保険事務所（当時）へ報告するものであり、当該割り印をもって納付したとまではいえない。

さらに、A市の保管する当時の被保険者名簿には昭和36年度及び37年度は未納、38年度及び39年度は未加入期間であることが記録されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から40年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年9月から40年10月まで

A区に引っ越したときに、集金人をしていた隣人に勧められて国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を集金人に納付し、自分の国民年金手帳に検認印を押してもらっていたが、B市で国民年金の免除手続きをとった時に、今まで使っていた年金手帳を回収され、他人の使い古しの年金手帳が渡されたため、今までの納付記録が消えて申立期間が未納とされたことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人が国民年金の加入手続きをとったのは、昭和43年6月ごろと推認でき、この時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が保険料を集金していたと述べている集金人は、「集金人はしていたが、自分がいつからいつまで集金人をしていたのか覚えていない。」と回答しており、申立人の申立期間の保険料を集金していた時期は確認できない。

さらに、申立人には申立期間以外にも未納期間が散見されるうえ、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和36年4月ごろA区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を郵便局又はA区役所で納付した。私の年金記録が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和40年8月ごろと推認でき、申立期間は、申立人の夫が、厚生年金保険の被保険者であるため、任意加入期間となることから、申立人はさかのぼって国民年金被保険者となることはできない上、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の所持する国民年金手帳は、B区で払い出された番号であることが確認でき、資格取得日が、昭和40年4月2日（強制）との記載がある上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から54年3月まで
20歳になった後にA市に転居し、すぐに私が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付書で毎回納付していたので、申立期間が未納とされているのが納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、B社会保険事務所（当時）からA市に払い出された番号の一つであり、前後の任意加入者の加入時期及び国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人が国民年金の加入手続をとったのは、同年12月ごろと推認でき、この時点で申立期間のうち、52年9月以前の国民年金保険料は、特例納付によらなければ、時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間について保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年2月から同年6月まで

私は平成10年2月から同年7月までの間、A国に留学した。その間の国民年金保険料の納付についてB市役所に行き説明を受け、母と相談し、保険料を納付することにしたため、母に保険料相当分の現金を預け、納付を依頼した。私が留学している間、母が納付してくれていたはずなので、申立期間が未加入期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A国に留学のため出国した日は、申立人の母が所持する出国時に空港で撮影したとされる写真の日付が平成10年1月31日であると供述していることから、同日が出国日であると推認できる。

また、申立人が所持する年金手帳には平成10年1月31日国民年金資格喪失と記載され、B市役所の印が押されており、出国日とも一致する。

さらに、申立人は、出国の際、資格喪失の届出を行ったもので、再取得の記載欄にも同年7月22日の日付とB市役所の印が押されており、得喪手続が適正に行われていることが確認できることから、申立期間については、資格喪失後の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

加えて、申立期間について保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から57年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月から57年7月まで

私は昭和52年4月から自営業を開始し、A県B市の職員だった両親に国民年金保険料とバイク購入費の月賦分として合わせて1万円を毎月渡して、結婚して実家を出る57年7月まで両親が市役所で納付してくれていたのに未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所（当時）からC市に昭和61年1月24日に払い出された番号の一つであり、申立人の年金手帳には、同年2月19日に手帳が交付されたことを示す記載があることから、申立人は同日に国民年金の加入手続を行い、20歳までさかのぼって被保険者資格を強制取得していることが確認できる。

また、申立人が国民年金に加入した時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、加入手続及び保険料納付をしていたとする申立人の両親は、既に死亡しており、申立人は納付に直接関与していないため、納付状況は不明である。

加えて、申立期間について保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から平成元年 3 月まで

私が 20 歳になったときに、A 市役所から国民年金保険料の納付の連絡があったので、当時は専門学校生だったため任意加入ではあったが、母が A 市役所で国民年金加入手続きを行い、以降、A 市役所の窓口で毎月納付してくれた。母から受け取った年金手帳は年金番号が統合されたときにもう不要だと思って処分してしまったが、申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったときに申立人の母が、A 市役所において国民年金の加入手続きを行い、以降、両親が A 市役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を毎月納付してくれたと申述しているところ、オンラインシステムによる氏名検索の結果、保険料納付の前提となる現在の国民年金手帳記号番号のほかに別の手帳記号番号が申立人に払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付できない期間である。

また、申立人の基礎年金番号は共済組合加入中に付番されたものであり、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月から60年3月まで

申立期間当時、私は大学及び大学院の学生で、両親から国民年金の保険料の納付の意義や必要性を聞かされており、母がA区B出張所に国民年金保険料の納付に行った時に一度だけ同行したことがあり、そのとき、母から私の保険料を納付しておくと言われたのをはっきりと覚えているので、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が申立人の国民年金加入手続と国民年金保険料の納付を行ってくれていたと主張しているが、申立期間当時は国民年金加入者に国民年金手帳記号番号が払い出されているところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、手帳記号番号が申立人に払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は未加入期間であり、保険料の納付ができない期間である。

また、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母は既に死亡しており、申立人は納付に直接関与していないことから、納付状況は不明である。

さらに、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 39 年 6 月まで

私は、昭和 38 年 7 月から 39 年 6 月まで A 社 B 事業所に勤務しており、厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。この期間について厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において A 社 B 事業所に勤務していた。」と主張しているが、当該事業所は、「人事記録、社会保険台帳及び退職金台帳に申立人の氏名は無く、申立人が申立期間当時勤務していたことは確認できない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人は当時の同僚の氏名を記憶していないことから、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を有している者 5 人に対し、申立人の勤務実態について聴取を行ったが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の勤務実態について具体的な証言を得ることができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 38 年 6 月まで

私は、昭和 37 年 6 月から 38 年 6 月まで A 社 B 工場に勤務しており、厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。この期間について厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において A 社 B 工場に勤務していた。」と主張しているが、当該事業所は、「人事記録及び厚生年金台帳に申立人の氏名は無く、申立人が申立期間当時勤務していたことは確認できない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人は当時の同僚の氏名を記憶していないことから、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を有している 7 人に対し、申立人の勤務実態について聴取を行ったが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の勤務実態について具体的な証言を得ることができない。

さらに、当該事業所は、B 工場の設立は昭和 37 年 12 月であり、それ以前は C（地名）にあったが、申立人は、C（地名）に勤務したことはないと供述している。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 9 月 10 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A社（B社が後継会社）に勤務し、申立期間②については、C社に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録が、両社とも、自分が記憶している厚生年金の加入期間と違う。納得できないので、欠落している期間を加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社から提出のあった人事記録から、申立人が昭和 21 年 9 月 1 日にD出張所に転勤していることは確認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 21 年 12 月 1 日であり、申立期間は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

また、申立人が「私と同じように本社から異動した。」と供述している元同僚 2 名は、申立人と同様、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 21 年 12 月 1 日より前の期間の厚生年金の被保険者記録が無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、E社（C社の後継会社）から提出のあった人事記録により、申立人は、昭和 55 年 3 月 31 日に自己都合で退職したことが確認でき、厚生年金保険の資格喪失年月日とも符合する。

また、オンライン記録により、申立期間②に、C社において厚生年金

保険の被保険者資格を有する者に、申立人の勤務実態について照会したところ、申立人を覚えている者はおらず、申立人の勤務実態及び当時の状況について確認することができない。

さらに、E社は、「申立人が自己都合で退職したこと以外は、関係資料が残っていないため確認できない。」と回答しており、また、F健康保険組合も、「申立人の加入記録は保存されていない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月1日から46年11月1日

私は、昭和42年6月1日から55年12月3日までA社（後にB社に組織変更）に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落していることに納得できない。給与所得の源泉徴収票を所持しており、そこから社会保険料の控除が確認できるので、申立期間が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与所得の源泉徴収票及び事業主が保管する人事記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和46年11月1日であり、申立期間は当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、当該給与所得の源泉徴収票により、確認できる社会保険料の控除額は、給与及び賞与の支給金額から試算した当時の厚生年金保険料に比べ著しく低額であり、厚生年金保険料以外の保険料であると考えられる。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和46年11月1日において資格取得した者14名（申立人を除く。）のうち、当該事業所の代表取締役、取締役及び従業員2名の計4名は、申立期間当時、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、そのうちの従業員1名は、「当時、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていなかった。申立期間当時は、国民年金及び国民健康保険に加入していたはずだ。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認ができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 6 月 21 日まで
③ 昭和 35 年 2 月 21 日から同年 7 月 21 日まで

私は、中学校を卒業し、昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 6 月 21 日まで、A 事業所に勤務したが、申立期間①及び②の期間が厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、昭和 34 年 6 月 21 日から 35 年 7 月 20 日まで、B 社（現在は、C 社）に勤務したが、申立期間③の期間が、厚生年金保険の被保険者となっていない。

これら申立期間における厚生年金保険の記録が欠落しているので、被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「申立期間①及び②について、A 社において継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び資格喪失確認通知書により、申立人は、当該事業所において昭和 33 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 10 月 1 日に資格喪失していることが確認でき、社会保険事務所（当時）の記録と符合する。

また、当該事業所が保管する人事記録により、当該事業所に昭和 33 年 3 月 26 日に入社し、同年 9 月 27 日に退社したことが確認できる。

さらに、事業主は、「当時、新卒者は、入社 6 か月後に厚生年金保険に加入させていた。」と供述している上、当該事業所に係る健康保険厚

生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同期入社の中学校を新卒した者7名全員の資格取得日が、申立人と同じく、入社6か月後の昭和33年9月1日になっていることが確認できる。

これらのことから判断すると、当該事業所は、申立期間当時、従業員を一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、申立期間②について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和33年11月に退職したことが確認できる元同僚は、「申立人は、自分より1か月くらい前に退社した。」と供述しており、申立期間②における勤務実態を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間③について、B社から提出された資格喪失確認通知書により、申立人が当該事業所において昭和35年2月21日に資格喪失していることが確認でき、社会保険事務所の記録と符合する。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、被保険者資格を有する28人のうち、所在の確認できた4人に、申立人の勤務実態を照会したところ、申立人を覚えている者はおらず、申立人の勤務実態及び当時の状況を確認することができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月11日から28年12月31日まで
私は、昭和24年4月1日から29年4月30日まで駐留軍（A部隊）のB（職種）として継続して勤務していたのに、27年3月11日から28年12月31日までの期間が厚生年金保険の被保険者として記録されていないのは納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C軍司令部司令官室（A部隊（厚生年金保険の適用上は、D事務所））において昭和24年4月から29年4月まで継続してB（職種）として勤務していたと主張しているところ、申立人が氏名を挙げた元同僚の証言により、申立期間も継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者記録について」（昭和26年7月3日保発第51号厚生省保険局長通知）によれば、26年7月以降においては、雇用関係の切替によって、B（職種）等の非軍事的業務に使用される者は非強制被保険者となる取扱いに変更されている。

また、D事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が申立期間当時同じ場所で一緒に働いていたとして氏名を挙げた元同僚のうち一人は昭和27年3月11日に、別の一人は26年7月1日にそれぞれ同事務所における被保険者資格を喪失している。

さらに、上記元同僚のうち一人は、「申立期間当時、雇用契約が変わり厚生年金保険被保険者資格が無くなったことを記憶している。」と供述している。

加えて、D事務所及びE事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名

簿の申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

その上、F（機関）は、「保管しているC軍司令部司令官室（A部隊）に係る被保険者記録を確認したが、申立期間に係る申立人の記録は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月 1 日から 4 年 6 月 24 日まで
平成 3 年 11 月 1 日から 4 年 6 月 24 日までの標準報酬月額が、当時の給与額である 15 万円より低いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、オンライン記録により、平成4年6月24日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、その翌月の同年7月6日付けで、3年11月から4年5月までの期間について15万円から9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社に係る法人登記簿謄本により、同社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「A社の厚生年金保険料の滞納について、B社会保険事務所（当時）に相談した際、担当者から、社長の標準報酬月額をさかのぼって減額して未納分に充てることができると言われ、どのような書類であったか覚えていないが、書類に代表者印を押した記憶がある。」と供述している上、会社の代表者印については、「社会保険事務の手續については私しか分からないので、そのときは私が印鑑を押していた。」と供述していることから、申立人が同社の取締役として、標準報酬月額の減額訂正に関与していないとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が当該標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効でないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月 1 日から 4 年 6 月 24 日まで
平成 3 年 11 月 1 日から 4 年 6 月 24 日までの標準報酬月額が、当時の給与額である 50 万円より低いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、オンライン記録により、平成4年6月24日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、その翌月の同年7月6日付けで、3年11月から4年5月までの期間について50万円から9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社に係る法人登記簿謄本により、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「A社の厚生年金保険料の滞納について、B社会保険事務所（当時）に相談することは取締役である妻と二人で決めた。実際に相談に行ったのは妻であるが、社会保険事務所の担当者から、社長の標準報酬月額をさかのぼって減額して未納分に充てることができるとの説明を受けたことを後から聞いた。当時は、社員に迷惑をかけないで済むのならと考えた。妻が何か書類に代表者印を押したことも聞いている。」と供述していることから、申立人は、標準報酬月額の遡及した月額変更処理が行われることを承知の上、同意しており、標準報酬月額の減額訂正に関与していないとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が当該標準報酬月額の月額変更処理に関与しながら、その処理が有効でないものと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正する必要は認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 11 月 10 日まで
私は、A社でB（職種）及びC（作業）の仕事をしていたが、申立期間について、年金記録が無いことに納得できないので、調査をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社の社長に誘われ、自分で経営した店の残務整理をして昭和 48 年 4 月から同社に入社した。」と主張しているところ、当該事業主は、「自分が働かないかと誘って申立人を雇用した。入社時期は覚えていないが、厚生年金保険記録のある 11 月という中途半端な時期ではなかった。」と供述しており、採用時期は定かではないが、申立人が申立期間に勤務していたことは推認できる。

しかし、同社の元役員は、「試用期間はあったと思う。出入りが激しく、厚生年金保険にはすぐには加入させていなかった。」と供述している。

また、オンライン記録により、申立期間についてA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を有する者に、申立人の勤務実態を照会したところ、具体的な証言を得ることはできず、申立人の勤務実態及び当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 4 日から 40 年 7 月 21 日まで

私は、60 歳の時に社会保険事務所（当時）に年金受給手続に行ったところ、担当者から、A社に勤務していた昭和 31 年 1 月 4 日から 40 年 7 月 21 日の期間の脱退手当金を受給していることになっていると説明を受けたが、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、被保険者期間を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社在職中の昭和 40 年 3 月 *日に結婚し、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載により、同日に同名簿の氏名変更手続が行われていることが確認でき、被保険者台帳記号番号払出簿も氏名変更手続が行われているところ、申立人の脱退手当金は氏名変更後の姓で支給決定されている上、申立人は同年 9 月には B（地名）に転居しており C（地名）で脱退手当金を受給することはできないと主張しているが、当時は社会保険事務所が指定する銀行等で受給が可能であった。

また、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 5 か月後の昭和 40 年 12 月 27 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月25日から55年10月25日まで
私の父がA事業所(又は、B事業所)に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無い。当時、C駅のそばにあるビルにおいて、事業者が全国大会を開催したとき、D(作業)などをしていたと聞いているので、確認してほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所という名称の事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

また、A事業所を引き継いだE事業所は、昭和56年3月4日に厚生年金保険の適用事業所になっているが、申立人の申立期間は当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

さらに、E事業所に係る健康保険厚生年金被保険者名簿において、新規適用時に被保険者資格を取得している2名に申立人の勤務実態について照会したところ、具体的な証言を得ることはできず、申立人の勤務実態及び当時の状況について確認できない。

加えて、E事業所の事業主は、「当法人は、前身となるA事業所を引継ぎ、昭和55年10月に設立されたが、設立以前の記録については残存するものが無い。」と回答している。

その上、申立人が事業主より厚生年金保険料を控除されていたことを確

認できる資料が無く、申立人も既に死亡しているため、申立期間当時の事情は不明である上、ほかに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 44 年 6 月 1 日から 45 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 2 月 1 日から 45 年 5 月 1 日までの間は、A社、B社、C事業所に勤務しながらアパートで自立した生活をしており、給料から社会保険料を控除されていた。保険証をもらった記憶があるので、年金だけ入っていないとは考えられないので、年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が氏名を挙げた元同僚が、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた同僚2名のうち、1名は「申立人のことは記憶に無い。」と証言しており、もう1名は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名及び所在が確認できないことから、申立人の勤務実態及び当時の状況は不明である。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は所在が不明であることから、申立人の厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が氏名を挙げた元同僚の証言により、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、昭和34年6月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②は、当該事業所が適用事業所でなくなった後の期間である。

また、上記元同僚は、「給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と証言している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で被保険者資格を有する5名について、元事業主夫婦以外の3名は所在が確認できず、元事業主夫婦は申立人のことを記憶していないことから、申立人の勤務実態及び当時の状況について具体的な証言を得ることができない。

加えて、オンライン記録によると、元事業主は申立期間当時、国民年金の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、申立人は、「D駅又はE駅に近いビルの一角にC事業所があった。」と主張しているが、社会保険事務所（当時）の記録において、当該地域に同名又は類似する事業所は適用事業所として確認できない。

また、申立人は、「F（商品名）を扱っていたことから、腱鞘炎になり病院で治療を受けた。」と供述しているが、病院名を覚えていないことから、使用した保険証の種類を確認することができない。

さらに、申立人は事業主及び同僚の氏名を覚えていないことから、申立期間③当時の申立人の雇用条件等について事情を聴取することができず、申立人の勤務実態及び当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月 11 日から 42 年 6 月 1 日まで
② 昭和 42 年 9 月 20 日から 43 年 8 月 29 日まで
A 社 B 事業所に勤務していた昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 10 月 16 日
までの脱退手当金は受給したが、C 社に勤務していた申立期間①及び D
事業所に勤務していた申立期間②は脱退手当金を請求しておらず、受給
していないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたことになっている申立期間以前に勤務した A 社に係る脱退手当金を受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給したことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、D 事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給した旨が記録されている上、脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、同一の被保険者番号で管理されている申立期間と A 社での厚生年金保険加入期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、D 事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 44 年 1 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さは認められない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 1 月 1 日から同年 6 月 8 日まで
② 平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 11 月 1 日まで

私は、A社とB社に勤務したが、そのときの厚生年金保険の記録が無い。両事業所のいずれにおいてもC（職種）をしており、給料から厚生年金保険料として1万円台の金額が控除されていたので、記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「A社において、C（職種）をしていた。」と主張しているが、住所地を管轄する法務局の当該事業所の閉鎖事項全部証明書に、申立人が主張する専務の氏名は無い。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚のC（職種）二人は、オンライン記録により、当該事業所における厚生年金保険の被保険者として確認することができない上、当該事業所のオンライン記録において、申立期間①に資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、オンライン記録で当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、申立人の勤務実態を確認できない上、ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、雇用保険の記録から、申立期間②のうち平成 15 年 9 月 1 日から同年 11 月 19 日までの期間について、申立人は、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、採用担当者の取締役は、「申立人が試用期間中に辞めたため、厚生年金保険の被保険者資格は取得していない。」と供述している上、「1 か月か2 か月の勤務であった。」と供述していることは、雇用保険の加入記録と符合する。

また、オンライン記録の当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録において、申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所は、平成 18 年 3 月 6 日にD社（現在は、E社）に合併し解散しているところ、同社は、「B社の申立人に係る関係資料の所在は不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 25 日から同年 9 月 25 日まで
私は、申立期間において、A事業所（現在は、B事業所）でC（職種）として勤務していた。厚生年金保険の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された人事記録により、申立人が昭和 41 年 2 月 25 日から同年 9 月 25 日までの期間、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B事業所は、「人事記録により、身分 パート勤務 C（職種）にして嘱託扱いとし健康保険、厚生年金保険、失業保険に加入せずとの記載が確認できる。」と回答している。

また、申立期間に係る、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 1 日から同年 6 月 30 日まで
私は、申立期間の間、A社にB（職種）として勤務していた。厚生年金保険の被保険者期間と思っていたが、被保険者となっていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の工場が移転したこと、及び当該事業所の元同僚を具体的に記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時の役員は、「当時、長期の雇用につながるか判断するために、当該事業所では3か月間の試用期間を設けており、その判断がつくまでは従業員を厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述しており、元同僚は、「自身の厚生年金保険の資格取得日から考えると、3か月ぐらいの見習期間があったかもしれない。」と証言している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、当該事業所では、入社当初に試用期間を設け、その間は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所は昭和 42 年 3 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は証言を得られる状況にはなく、申立期間当時の申立人の勤務実態及び当時の状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 6 日から 34 年 5 月 1 日まで
平成 21 年 6 月ごろに社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、脱退手当金が支給されていることになっていたが、私は受給した記憶が無い。倒産により退職したので、A公共職業安定所に行った記憶はあるが、当時脱退手当金の知識は無く受給手続を行った憶えも無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失から約 11 か月後の昭和 35 年 3 月 3 日に支給されている。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和 36 年 6 月 1 日まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さほうがえない。

さらに申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 60 年 7 月ごろまで
ねんきん特別便で厚生年金保険加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間の記録が無いことが分かった。勤務していたことは間違いないので厚生年金保険加入期間と認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚及び給与担当者の供述により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立期間当時の当該事業所の給与担当者は、「申立人はB（作業）等の重要な仕事をしていたので正社員だったと思うが、厚生年金保険の届出をしていない者からは保険料控除はしていなかったと思う。」と供述しており、申立人に係る厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて聴取することができない上、当時の役員も、「申立人が入社した経緯等については不明である。」と供述しており、申立人の勤務実態及び当時の状況について確認することができない。

さらに、申立人の雇用保険受給資格者証の記録により、申立人は当該事業所の前社を退職後、申立期間の一部である昭和 58 年 5 月 29 日から同年 8 月 31 日まで失業給付を受給していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 7 月に A 社を設立し、同時に厚生年金保険の加入手続もしているが、同年 7 月から 54 年 3 月までの期間について、厚生年金保険被保険者期間とは認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けた。納得ができないので、再調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元役員及び元従業員の供述から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録から、A 社は昭和 54 年 4 月に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間はその前の期間である。

また、当該事業所の常務で総務・経理を担当した役員は、昭和 53 年 7 月の会社設立時に行った税務署、県税事務所等の手続と異なり、厚生年金保険の加入手続は、会社設立時でなく、54 年 4 月ごろに行った旨述べている。

さらに、申立人と同日の昭和 54 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している 7 名のうち 5 名は自身の年金記録が間違っていない旨述べている（ほか 2 名は不明と述べている。）。

加えて、申立期間当時、申立人は事業主であったが、申立期間に係る資格取得・資格喪失届の控え、賃金台帳等の保険料控除の事実を確認できる資料を保管していないため、当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 11 月 1 日まで
② 昭和 31 年 1 月 30 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 3 月に A 中学校を卒業してから 31 年 3 月まで B 社に勤務したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の元同僚の証言から、申立人が B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立人と同時期に同じ中学校から当該事業所に入社した元同僚 4 人について厚生年金保険の加入記録を確認したところ、全員が申立人と同じ昭和 30 年 11 月 1 日付けで資格を取得していることが確認できる。

また、申立人の先輩及び後輩に当たる複数の元同僚は、「自身の年金加入記録は、実際の入社日と厚生年金保険の資格取得日に相違がある。」と証言している。

これらのことから判断すると、当該事業所では従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、採用から相当期間経過した後に厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は昭和 31 年 4 月に専門学校に入学したので同年 3 月末日まで当該事業所に勤務していたと主張している。

しかし、複数の元同僚は「申立人が 3 月末までいたのか、記憶に無

い。」と証言しており、申立人の勤務実態及び当時の状況について具体的な証言を得ることができない。

また、事業主及び社会保険の担当者は既に死亡しており、当時の厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年12月ごろから56年2月まで
② 昭和56年3月から57年2月まで

私は、昭和54年12月ごろ、A社に入社し、その後グループ会社であったB社に56年2月ごろ出向し、57年2月まで勤務した。最近、同社がC県に提出した「届出書」の写しが見つかり、勤務していたことは確実なので、厚生年金保険の加入期間と認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険の資格を取得している従業員6名のうち複数名を記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記6名のうち当時の事業主を含む3名は死亡しており、所在が判明した2名に申立人の勤務実態を照会したところ、1名から「申立人を記憶していない。」と回答があり、申立人の勤務実態や当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社は、オンライン記録によると、昭和56年9月24日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が保管するB社がC県に提出した「届出書」に申立人の氏名が記載されていることから、申立人が当該事業所

に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、B社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、「届出書」に記載されている申立人以外の3名のうち、所在が判明した1名は、「当該事業所は、厚生年金保険の適用は無く、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

さらに、当該事業所の元事業主は、「会社はすべて夫（A社の元事業主）が運営していたので、従業員の厚生年金保険の取扱い等については全く分からない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年7月20日まで

私の夫は、昭和37年4月からA社に正社員として採用され、B駅のC(施設)に勤務し、40年7月にD県のE(施設)に異動したが、その間加入していたはずの厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、調査の上、回復してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有していた「F(書類名)」(昭和39年5月6日付けG県知事交付)の住所欄に「H市I A社J部門内」と記載されていること、申立人がB駅K(作業)に携わっていたことがわかる集合記念写真及び申立人が記憶していた元同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社L支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記元同僚は、「私と申立人は、B駅のC(施設)では臨時社員として働いていたため厚生年金保険に加入していなかった。当時、A社では、M(職種)であっても、当初、臨時社員として採用され、一定期間経過後に正社員として採用され、その時点で厚生年金保険の加入手続がとられていた。」と供述している。

また、A社N事業所は、「申立人は、申立期間において、正社員として在籍していた記録が無いため厚生年金保険には加入していない。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、上記元同僚は、昭和41年3月1日にA社O出張所において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申

立期間においては厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月ごろから 38 年 10 月ごろまで
私は、申立期間はA区のB社に勤務し、C（作業）をしていた。社会保険事務所（当時）から、当該期間は厚生年金保険の被保険者期間として認められないとの回答を受けたが、納得できないので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の事業主の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は、「当社は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、オンライン記録により、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認することはできない。

また、申立期間当時の元同僚については所在が不明のため、申立人の当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月から 28 年 6 月 10 日まで
② 昭和 29 年 7 月 30 日から 30 年 3 月 7 日まで
③ 昭和 39 年 5 月 30 日から 40 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 27 年 4 月から 30 年 3 月 7 日まで、中学校卒業と同時に伯父の経営する A 社に勤務していたが、申立期間①及び②の年金記録が欠落していることは納得できない。また、その後入社した B 社には、同年 3 月 7 日から平成 9 年 3 月までの間勤務していたが、同社 C 支店開設準備のため同社 D 本社に在籍したまま E（地名）で勤務した昭和 39 年 5 月 30 日から 40 年 5 月 1 日までの期間について厚生年金保険の記録が無いことは納得できないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は、A 社へ就職する経緯、当該事業所での勤務形態、従事していた業務内容等について具体的に記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、当時の同僚の所在は確認できず、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の有無について証言を得ることができない。

また、当該事業所は昭和 29 年 7 月 30 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②は当該事業所が適用事業所でなくなった後の期間である。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人のほか 10 人の同僚が昭和 29 年 7 月 30 日付けで被保険者資

格を喪失していることが確認できる。

- 2 申立期間③については、当時の同僚の証言により、申立人がB社D本社より同社C支店開設準備のために同社C支店に転勤となったことなどを詳述していることから、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同社D本社が加入していたF健康保険組合へ照会したところ、「申立人の資格喪失日は、昭和39年5月30日である。」と回答を得ている上、同社D本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、同社C支店が厚生年金保険の新規適用となったのは、昭和40年5月1日であり、申立期間において、当該事業所は適用事業所ではない。

さらに、同社D本社及び同社C支店は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は、「申立期間当時の社員台帳や給与台帳等の関係資料は保管しておらず、申立期間において厚生年金保険の資格取得の届出及び保険料の納付を行ったか否かについては不明である。」と回答している。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月31日から同年2月1日まで
私の厚生年金保険加入記録は、A社の資格喪失日が平成9年1月31日で、B社の資格取得日が同年2月1日となっていて、記録が1か月欠落している。関連会社間での異動であり、継続して勤務していたので、継続して厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社とB社は関連会社であり、申立期間は関連会社間の異動であり、継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B社は、「A社はグループ会社の一つではあったが、全く別法人であり、申立人がB社で平成9年2月1日に厚生年金保険の資格を取得する以前の、A社の記録は分からない。」と回答している上、申立人から提出された、B社の発行した退職金等計算書の在職期間には、入社後厚生年金保険に加入するまでの期間及び厚生年金保険の適用されていない別の事業所における勤務期間も含まれており、厚生年金保険の加入期間とは一致していない。

また、C社及びD社（A社の後継会社）は両事業所ともに、「自社の前身であるA社に係る退職社員の情報は一切無く申立期間の勤務実態は不明である。」と回答している。

さらに、E厚生年金基金及びF健康保険組合の資格喪失日は平成9年1月31日となっており、オンライン記録と一致する上、申立人が同僚として挙げた3名について、A社における厚生年金保険の資格喪失日は、1名は申立人と同日であり、ほかの2名も、退職した月は相違するが2名とも月末日が資格喪失日となっている。

加えて、申立人が所持する平成9年1月24日支払分と同年2月25日支払分のA社の給与明細書により、1月分として支給された給与から控除された厚生年金保険料について翌2月分給与においてすべて還付されていることが確認できる。

このことについては、厚生年金保険法第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされ、保険料については、同法第81条に「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」、また、同法第14条において資格喪失の時期は、「その事業所に使用されなくなったとき」の翌日とされていることから、申立人は、平成9年1月31日で資格喪失し、同年1月は、保険料の徴収を要しないにもかかわらず、1月分給与にて保険料を控除されたため、2月分給与にて保険料を還付されたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 8 月まで

私は昭和 58 年 4 月から A 社で働き始めたが、私の給与額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額が、大きくずれている。給与明細書を保管しているので、当時の総支給額に見合うように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人が所持する給料支払明細書により、申立人は、A 社が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に比較して高い給与を同社から支給されていたことは確認できる。

しかしながら、申立人の給与から控除された保険料に見合う標準報酬月額と、事業主が届け出た標準報酬月額はほぼ一致することから、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の標準報酬月額は資格取得日から喪失日まで 11 万 8,000 円で届出されており、申立人に係る被保険者台帳及びオンライン記録から

は、過去にさかのぼって減額処理等を行った不自然な事務処理は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。